



Honesty Is Best

「正直は最良の策」と訳される英語の諺である。日本の「正直の頭に神宿る」という諺と同義と思われる。徳島大学の青野敏博前学長がよく口にされていた言葉である。

一度嘘をつくとその嘘がばれないようにまた別の嘘をつかなければならなくなる。そんな苦しい思いをするくらいなら最初から正直に生きた方が良いという教訓と思われる。

一方「嘘も方便」という諺もある。物事を平穩に収める手段として、時には嘘も必要だという意味と思われる。相反するように見える二つの諺を自然に使い分け出来る人を達人と言うのだろう。



(竹内)

会社の合併や分割①

会社の合併や分割というと大企業だけの話のようにも思えるかもしれませんが、近年、中小企業においても、事業の再編の手法としてずいぶん定着してきたように思います。こうした事業再編手法の内、今回は合併について簡単にまとめてみます。



合併とは、複数の会社が合体して1つになることをいいます。

合併には、新会社を設立してそこに他の会社を合併させる**新設合併**と既存の会社 to 他の会社を合併させる**吸収合併**とがあります。

合併のメリットとしては、

- ①間接部門を集約・リストラをして固定費を削減すること
- ②規模を拡大して資金調達を容易にしたり、市場支配力を追求すること

等があります。

また、税務上、合併は**税制適格合併**と**税制非適格合併**とに区別されます。

親族や企業グループが株式のすべてを保有している等、一定の条件を満たしたものが**税制適格合併**と呼ばれ、例えば、赤字会社の繰越欠損金を他の黒字会社に引き継いで節税を図ることなどが可能です。

税制非適格合併は、適格合併のような条件はないものの、繰越欠損金の引き継ぎが認められないばかりではなく、資産の含み益課税や株主に対するみなし配当課税などの税負担が生じる可能性があります。

こうした合併の形態のうち、我々中小企業において利用されるほとんどは、リストラ目的の吸収合併で、かつ**税制適格合併**です。

複数の会社を経営されている方は「会社の棚卸し」を実施し、事業の再編を検討してみたいはいかがでしょうか？

(大寺)

算定基礎届の事前準備をお願いします

毎年1回、社会保険料の見直しをするため、4月、5月、6月に支払われた報酬を基に標準報酬月額が決定されます。(支払基礎日数17日以上)

これを「定時決定」といい、その届を「標準報酬月額算定基礎届」といいます。

出勤簿や賃金台帳の準備をお願い致します。

算定基礎届提出の流れ

提出は7月11日までです



算定基礎届提出の対象となる方、ならない方

◎算定基礎届の提出が必要な方

- ・23年5月31日までに資格を取得した方で、23年7月1日現在被保険者である方全員

◎算定基礎届の提出が不要な方

- ・6月1日以降に資格を取得した方
- ・7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額の随時改定(月額変更)もしくは、育児休業等終了時改定が行われる方

(吉田)

6月の税務

- | | |
|--|---|
| 1 所得税の予定納税額の通知
通知期限...6月15日 | 6 申告期限...6月30日
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> |
| 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限...6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日 | 7 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>...半期分
申告期限...6月30日 |
| 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(22年12月~23年5月分)の納付
納期限...6月10日 | 8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限...6月30日 |
| 4 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限...6月30日 | 9 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限...6月30日 |
| 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> | |

6月の社会保険労務

- | | |
|--|--|
| 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署) | 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届 |
| 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
児童手当現況届 | 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届 |
| | ※ 労働保険の年度更新(1日~7月10日)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間(23日~29日) |

会計制度

売上高②~実現主義

今回は、売上高の計上時期についてご説明します。

企業会計原則では、売上高は実現主義に基づき計上するよう定められています。

実現主義とは、**商品の引渡しや役務の提供が終わり、代金を受領することが確定した時点において収益を認識する**、という考え方です。

企業の業績を把握することだけを目的とするならば、商品の引渡しのみ完了し、代金をいくら受領できるか確定していないものも、営業成果として収益の認識をするべきです。

しかしそれでは、金銭的裏付けのないものまでが収益として認識され、企業の財政状態が正しく表されなくなってしまう。そのため、金銭的裏付けのあるものだけを収益として認識することで、企業の財政状態が適正に表示されるよう、実現主義が求められているのです。

(渡邊)

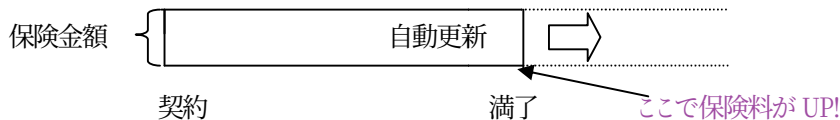
定期保険といえば…

- ◎ **保険金額**が保険期間中**変わらない**「定額タイプ」※**更新**があるものは**更新毎に保険料は増額**
- ◎ 毎年**保険金額が減っていく**「通減(ていげん)定期保険」
- ◎ 毎年**保険金額が増えていく**「通増(ていぞう)定期保険」

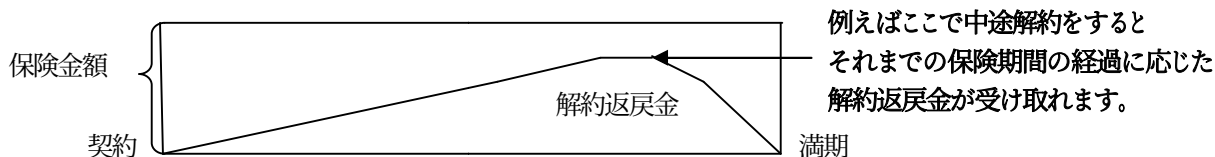
…というのがあります。

一定期間内の死亡保障をカバーすることが目的ですので、満期の保険金がないのが特徴です。
「定額タイプ」にも…

- ◎ 死亡保障重視タイプ…中途解約しても解約払戻金がないが、保険料が割安
保険期間は短期(5年・10年満期が一般的)ですが、**自動更新**により長期の保障が可能です。ただし、**更新時には保険料が上昇**します。



- ◎ 死亡保障と資産性(解約払戻金)重視タイプ…解約払戻金があるのでその分保険料が高め
長期保障が可能で保険料は一定額です。



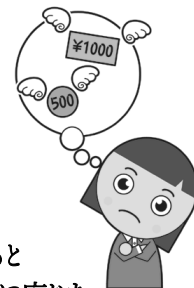
…というように「定期保険」一つをとっても様々な特色があります。

まず、どういう保障を第一目的とするか明確にして「**ムリ・ムダ・ムラ**」がないような商品選びをしていただきたいと思います。

※当事務所職員へご相談ください!

来月は「医療保険」とは…をご説明します。

(井村)



資産税係

相続開始前3年以内に贈与があった場合

生前に被相続人(亡くなった人)から相続人へ贈与されていた財産は、亡くなった日においては被相続人の財産から無くなっています。

しかし、相続税法においては、「**相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた場合には、その贈与された財産も相続財産に含める**」とされています。

つまり、相続時精算課税制度を選択している場合はもちろんのこと、暦年贈与として、贈与税の課税が既にされている財産や、年間110万円に満たないため贈与税の申告が不要だった財産についても、相続開始前3年内のものは、相続税の課税対象となります。

ただし、贈与税の課税が既にされている財産について相続税が課税される場合には、以前に納付した贈与税は、二重課税とならないよう、相続税から控除されることになります。

(久保協)

医療係

医療法人における出資の評価

医療法人の出資の評価方法は

- ①医療法の規定により剰余金の配当が禁止されていること
- ②各社員には出資義務が強制されておらず、社員には出資を有する者と出資を有しない者との併存が禁止されていないこと
- ③社員の議決権は平等であり、出資と議決権とが結びついていないこと

等を理由に、商法上の株式会社などと異なり「医療法人の出資評価において特例的評価方式による評価ができない」など等の制限があります。

(後藤)

建設係

平成23年度

入札・契約制度の改正及び運用の改善について

以下の4つの大きな枠組みについて見直しがありました。

1 ダンピング防止対策の強化と競争性の確保

- ①最低制限価格の改正 他

2 地元企業の育成と適正な評価

☆総合評価落札方式の充実

- ①評価項目の見直し

- ②加算点の見直し

☆完工高制限の緩和

- ①新経営事項審査による見直し

- ②完工高制限の緩和 他

3 県内企業の活用強化

☆工事用資材調達の強化

☆下請における県内企業の活用 他

4 企業負担の軽減

☆一般競争入札における手続期間の短縮

- ①工事書類の簡素化

- ②現場代理人の運用緩和 他

平成23年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件より適用となります。

実施内容等は徳島県電子入札のHPにてご確認ください。

(待田)



平成22年3月に当事務所（さくら税理士法人・さくら社会保険労務士法人）が、『はぐくみ支援企業』として表彰をうけました。その取り組みが、徳島県商工労働部労働雇用政策局労働雇用課より発行されている「はぐくみ支援企業の取り組み～仕事と子育ての両立支援に関する事例集～」(平成23年3月発行)に掲載されましたので、紹介させていただきます。



(平野)

平成20年4月、「育児・介護休業等に関する規則」を制定し、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、短時間勤務制度等を明文化しました。平成21年3月には社労士法人において、また、平成22年1月には税理士法人において、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定しています。

当事務所の職場生活と家庭生活の両立を支援するための制度、また、制度としては定めてはいないが実際に実施している事項には次のようなものがあります。

1. 配偶者の出産に際し、男性従業員は有給の休暇を1日取得することができる。
2. 小学校就学まで、事情により最長小学校卒業までの子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度を設けている。
3. 保育所や幼稚園、学校の参観、定期健診等、子育て支援のため、年次有給休暇を時間単位で取得する制度がある。
4. 子供の病気や学校内外の行事、通院の付き添い等、家族の所用にかかわる休暇、遅刻、早退等を容認している。
5. 育児休業期間終了後は、原則として原職に復帰させている。
6. 妊娠・出産・育児・介護等の理由で退職した従業員を再雇用している。
7. 従業員と子どもが参加できる行事（ソフトボール、ボウリング等）を行っている。
8. 勤続5年および10年に達した従業員に家族旅行等のための費用の補助として一定の金額を支給している。
9. 地域における子育て支援の一環として、大学生に対するインターンシップの実施、トライアル雇用の実施等を通じて若年層の就労体験の機会を提供している。

行動計画の目標の一つである「雇用環境の整備」については、上記のようにある程度の水準に達しつつあると考えていますが、もうひとつの目標である「年次有給休暇取得促進のための措置の実施」に関しては、今後も業務の能率向上の方策を追求して目標に近づく努力を続けたいと思います。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。



育児休暇を取得して

さくら税理士法人
税務第三課 山田 佐知子

平成9年に入社し、3度の育児休暇を取得し、第1子の育児休暇取得後から現在も短時間勤務制度を利用させてもらっています。

子どもの病気のため一度退職しましたが、またこの事務所で働くことができるようになりました。

私が第1子を出産するときには、育児休暇が認められており、育児休暇を取得して仕事を続けることを決めました。仕事に復帰する時には、いろいろな不安はありましたが、同じように子育てをしてきた先輩や、子育て中の同僚などの理解や協力があって今もこうして仕事を続けることができています。

実際、仕事と家庭の両立は難しく、自分の理想通りにはならないことがほとんどですが、子育てをしながら仕事を続けることができるような環境を与えてくれたことに大変感謝しています。今はまだ子育て真っ最中で、周りの理解と協力を必要とする私ですが、今後は同じ立場にある社員のサポート役となれるようにがんばりたいと思っています。



さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181